

令和4年度熊本県介護支援専門員実務研修に係る実習代替措置について

1 実習期間 令和5年3月10日から4月6日（前期研修と後期研修の間）

※通常の実習は18時間以上3日間程度の規定がありますが、代替措置で実施する場合には、必要時間は定められておりません。

※3日間連続の実施でなくとも構いません。

2 目的 実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する

3 内容 実習代替措置では、以下の内容について指導を受け、居宅サービス計画書等一式（①～⑧）を作成する。

(1)アセスメント

(2)居宅サービス計画書の作成

(3)モニタリング

(4)サービス担当者会議

(5)給付管理業務

※全ての過程を一人の対象者で実施しなくても良い。

〔例：(1)(2)を利用者A氏の事例で実施、(3)(4)(5)を利用者B氏の事例で実施〕

4 実習生が作成する居宅サービス計画書等について

〔事例の対象者の要件〕

①要介護認定を受けている方(第1・2号被保険者)②居宅で生活をしている方（※要支援の方や、入院・入所中の方は対象外）

〔居宅サービス計画書等一式①～⑧〕

①事例検討のまとめ ②住宅見取り図の作成 ③アセスメント情報収集シート ④ICF思考による情報整理・分析シート

⑤居宅サービス計画書(1) ⑥居宅サービス計画書(2) ⑦居宅サービス計画書(3) ⑧サービス利用票簡易版

〔実習指導者〕

実習生が作成した模擬プラン等への助言・指導を行い、修正等を行う。

介護支援専門員実務研修に係る実習代替措置の方法

- ① 指導者は、事例(基本情報から個人が特定される情報を除いたもの)を受講者にメール等で提供する。
- ② 受講者は、指導者から送付された事例を読み込む。
- ③ 指導者は、受講者に対して、オンライン講義(1回目)を実施する。
 [内容] ア アセスメント時の留意点等に関する講義(実体験を踏まえた内容)
 イ 基本情報に基づく情報収集に係るロールプレイ
 ウ 事例における解決すべき課題についてフリートーク・指導
 エ ケアプラン作成時の留意点等に関する講義(実体験を踏まえた内容)
- ④ 受講者は、アセスメント結果を踏まえてケアプランを作成し、指導者にメール等で提出する。
- ⑤ 指導者は、受講者に対して、オンライン講義(2回目)を実施する。
 [内容] ア ケアプラン等についてフリートーク・指導
 イ サービス担当者会議における留意点等に関する講義(実体験を踏まえた内容) ※オンラインによるサービス担当者会議の傍聴、又は録画したサービス担当者会議の視聴に替えることも可
 ウ モニタリング時の留意点等に関する講義(実体験を踏まえた内容)
 エ その他、必要なもの
- ⑥ 指導者は、オンライン講義の実施後も必要に応じて、受講者に対する助言等を行う。
- ⑦ 受講者は、指導者の助言等をもとに修正したケアプランを実習記録シートとともに、事務局（保健福祉振興財団）及び指導者に提出する。
- ⑧ 指導者は、実習記録シート(指導者用)を事務局へ提出する。

提出方法

「実習記録シート①及び②」 事務局へ郵送

宛先：〒 862-0926 熊本市中央区保田窪 1-10-38 一般財団法人 保健福祉振興財団 熊本支部 介護支援専門員実務研修 係

「居宅サービス計画書一式 (①～⑧) 」 メールに添付して送信 宛先：info_keamane@hokenfukushi.or.jp

提出期限 4月7日(金) 17:00まで(必着)